[事案 24-14] 転換契約無効請求

· 平成 25 年 3 月 6 日 和解成立

<事案の概要>

転換時に、募集人が、「払済保険」など複数の選択肢があるにもかかわらず、「転換」を提案 したことが説明責任を果たしていないなどとして、転換前契約を遡及的に払済保険へ変更する こと等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和60年1月に加入した終身保険を平成19年2月に利率変動型積立保険に転換したが、下記の理由から、転換を無効とし、そして、転換前契約を遡及的に払済保険に変更するとともに、転換時に転換後契約に新規加入したものとして取り扱ってほしい。

- (1)転換前契約を有効活用する方法としては、契約転換以外にも、払済保険とする等複数の選択 肢があるにもかかわらず、最善策とは言い難い一案限りの提案は説明責任を果たしていない。
- (2)転換直後(2、3日後)から異議を申し立て、説明を求めたにもかかわらず、保険会社は速やかに対処せず放置した。速やかな対処があれば変更可能であった。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)転換後契約は、申立人からの、保障額および保険料を転換前契約と同程度とする内容で加入 したいとの希望に沿って提案をしたもので、申立人と直接面談し説明したうえで契約転換に 至ったものであり、募集上の過失等も認められないことから、転換は有効である。
- (2)募集人は、転換前契約を払済保険とする方法等についても説明している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、本契約を払済保険とする方法があったのに、契約転換時に募集人からその旨の説明を受けずに転換後契約の申込みをしたと主張していることから、転換の申込みの意思表示に動機の錯誤(民法 95 条)があったと主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- 1. 下記のとおり、申立人による錯誤無効の主張を認めることはできない。
 - (1)申立人が、転換前契約を払済保険にする方法があるのではないか、との問い合わせを行ったのが、契約転換の申込み後遅くとも5日以内であることには争いがない。よって、 払済保険への変更が可能であることを知ったのは、契約転換の申込み後である。
 - (2)動機の錯誤により申込みの意思表示の無効を主張する場合、申込みの際に動機が明示または黙示に表示されて意思表示の内容の一部になっていることが必要とされるが、上記より、払済保険への変更などの方法がないことから契約転換の申込みをしたという動機が、転換後契約の申込みの際に表示されていたとすることは困難である。
 - (3)なお、申立人は、契約転換の際、募集人が払済保険について説明していないことが説明 責任を果たしていないと主張するが、契約転換の申込みが無効になるかどうかは、あく

までその申込みの意思表示に瑕疵があったかどうかの問題であって、払済保険について 説明していなかったことは、契約転換の申込みの有効無効の判断には直接影響しない。

2. しかしながら、上記のとおり、申立人は遅くとも契約転換の申込みの5日後までには、保険会社に対し、転換前契約を払済保険にする方法があるのではないかを問い合わせており、その際に保険会社から転換申込みのクーリング・オフ制度の案内があれば、申立人はすぐに同申込みを撤回し、転換前契約を払済保険にすることもできた可能性がある。また、保険会社は顧客の質問に対して極力迅速に返答すべきところ、申立人の上記問い合わせに対する回答が遅れたことについて、サービスに欠ける面があったと認めている。

【参考】

民法 95 条(錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、 表意者は、自らその無効を主張することができない。